



鳥取県公報

令和3年6月30日（水）
号外第68号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金の一部改正（380）（スポーツ課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 選管規則 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程等の一部を改正する規則（2）・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第380号

令和元年鳥取県告示第262号（鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条第2項の規定に基づき令和3年6月21日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 体育文化会館利用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる<u>区画数（照度）</u>を超える照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 70%;">区画数（照度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">体 育 館</td> <td>全面使用</td> <td><u>3区画分（50%）</u></td> </tr> <tr> <td>3分の2面又は</td> <td><u>2区画分（50%）</u></td> </tr> <tr> <td>2分の1面使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3分の1面使用</td> <td><u>1区画分（50%）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 冷暖房利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 85%;">金額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">冷房</th> <th style="width: 45%;">暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: center;"><u>15,660円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,010円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 電灯利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区画 番号</th> <th colspan="4" style="width: 90%;">金額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th style="width: 22.5%;">照度 25%</th> <th style="width: 22.5%;">照度 50%</th> <th style="width: 22.5%;">照度 75%</th> <th style="width: 22.5%;">照度 100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: center;">48円</td> <td style="text-align: center;">60円</td> <td style="text-align: center;">72円</td> <td style="text-align: center;">84円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: center;">32円</td> <td style="text-align: center;">40円</td> <td style="text-align: center;">48円</td> <td style="text-align: center;">56円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: center;">16円</td> <td style="text-align: center;">20円</td> <td style="text-align: center;">24円</td> <td style="text-align: center;">28円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: center;">16円</td> <td style="text-align: center;">20円</td> <td style="text-align: center;">24円</td> <td style="text-align: center;">28円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	区画数（照度）	体 育 館	全面使用	<u>3区画分（50%）</u>	3分の2面又は	<u>2区画分（50%）</u>	2分の1面使用		3分の1面使用	<u>1区画分（50%）</u>	区分	金額（1時間につき）		冷房	暖房	体育館	<u>15,660円</u>	<u>14,010円</u>	略			区画 番号	金額（1時間につき）				照度 25%	照度 50%	照度 75%	照度 100%	1	48円	60円	72円	84円	2	32円	40円	48円	56円	3	/				4	16円	20円	24円	28円	5	16円	20円	24円	28円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 体育文化会館利用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる<u>照度以上の照明</u>をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 70%;">電灯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">体 育 館</td> <td>全面使用</td> <td style="text-align: center;"><u>12灯</u></td> </tr> <tr> <td>2分の1面使用</td> <td style="text-align: center;"><u>6灯</u></td> </tr> <tr> <td>3分の1面使用</td> <td style="text-align: center;"><u>4灯</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 冷暖房利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 85%;">金額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">冷房</th> <th style="width: 45%;">暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: center;"><u>12,320円</u></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 電灯利用料</p> <p style="text-align: center;"><u>1時間1灯当たり 30円</u></p>		区分	電灯数	体 育 館	全面使用	<u>12灯</u>	2分の1面使用	<u>6灯</u>	3分の1面使用	<u>4灯</u>			区分	金額（1時間につき）		冷房	暖房	体育館	<u>12,320円</u>	/	略		
	区分	区画数（照度）																																																																															
体 育 館	全面使用	<u>3区画分（50%）</u>																																																																															
	3分の2面又は	<u>2区画分（50%）</u>																																																																															
	2分の1面使用																																																																																
	3分の1面使用	<u>1区画分（50%）</u>																																																																															
区分	金額（1時間につき）																																																																																
	冷房	暖房																																																																															
体育館	<u>15,660円</u>	<u>14,010円</u>																																																																															
略																																																																																	
区画 番号	金額（1時間につき）																																																																																
	照度 25%	照度 50%	照度 75%	照度 100%																																																																													
1	48円	60円	72円	84円																																																																													
2	32円	40円	48円	56円																																																																													
3	/																																																																																
4	16円	20円	24円	28円																																																																													
5	16円	20円	24円	28円																																																																													
	区分	電灯数																																																																															
体 育 館	全面使用	<u>12灯</u>																																																																															
	2分の1面使用	<u>6灯</u>																																																																															
	3分の1面使用	<u>4灯</u>																																																																															
区分	金額（1時間につき）																																																																																
	冷房	暖房																																																																															
体育館	<u>12,320円</u>	/																																																																															
略																																																																																	

6	28円	35円	42円	49円
7	28円	35円	42円	49円
8	32円	40円	48円	56円
9	32円	40円	48円	56円
10	48円	60円	72円	84円
11	/			
12	32円	40円	48円	56円
13	32円	40円	48円	56円
14	/			
15	48円	60円	72円	84円
16	48円	60円	72円	84円
17	32円	40円	48円	56円
18	120円	150円	180円	210円
19	136円	170円	204円	238円

備考

- 1 各区画の電灯の照度は、全面、3分の2面又は2分の1面を使用する場合にあっては、照度25%、照度50%、照度75%又は照度100%の中から選択できるものとし、3分の1面を使用する場合にあっては、照度50%に限り選択できるものとする。
- 2 18区画及び19区画の電灯は、全面を使用する場合に限り選択できるものとする。

2 略

2 略

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

選挙管理委員会規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程等の一部を改正する規則

(政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正)

第1条 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年鳥取県選挙管理委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 法第201条の11第4項の規定により県の委員会が交付する証紙は、<u>別記第4号様式</u>によるものとする。</p>	<p>第5条 法第201条の11第4項の規定により県の委員会が行うポスターの検印又はその交付する証紙は、<u>それぞれ別記第2号様式若しくは第3号様式又は第4号様式によるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による検印は、2以上の選挙が近接して行われる場合その他特別の必要がある場合においては、これらの印を併用し、又は色分けをして用いるものとする。</u></p> <p>第6条 <u>前条第1項のポスターを掲示しようとする政党その他の政治団体は、県の委員会から別記第5号様式の検印票又は第6号様式の証紙交付票の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の検印票又は証紙交付票は、参議院議員の選挙については法第201条の7第2項において準用する法第201条の6第3項(参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙を除く。)の規定により交付を受けた確認書の提示を受けたとき、鳥取県の議会の議員及び鳥取県知事の選挙については法第201条の8第2項において準用する法第201条の6第3項又は法第201条の9第3項の規定により確認書を交付するときに交付する。</u></p> <p>第7条 <u>第5条第1項の検印を受けようとする政党その他の政治団体は、前条第1項の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該政党その他の政治団体の、検印に関する責任者が署名押印をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>県の委員会は、検印をしたときは、検印票に検印月日及び検印枚数を記入し、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、検印をしたポスター</u></p>

<p><u>第6条及び第7条 削除</u></p> <p>第8条 <u>第5条の証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体は、別記第5号様式の申請書を県の委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>が法第201条の7第2項において準用する法第201条の6第1項第4号（参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙を除く。）、法第201条の8第1項第4号又は法第201条の9第1項第4号に規定する枚数に達したときは、検印票は返さないものとする。</u></p> <p>第8条 <u>第5条第1項の証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体は、第6条第1項の証紙交付票に、ポスターの見本1枚（記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて県の委員会に提出しなければならない。この場合においては、証紙交付票に当該政党その他の政治団体の証紙に関する責任者が署名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 県の委員会は、証紙を交付したときは、証紙交付票に交付月日及び交付枚数を記入し、その印を押して、これを提出者に返すものとする。この場合においては、前条第2項ただし書の規定を準用する。</u></p>
---	---

第2条 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式及び第3号様式 削除

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

政治活動用ポスター証紙交付申請書

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行の 選挙における政治活動用ポスター証紙の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

政党その他の政治団体名

代表者氏名

記

交付申請枚数 枚

備考

- 1 ポスターの見本を添付すること。
- 2 鳥取県の議会の議員の選挙にあつては、選挙区ごとの所属候補者数及び交付申請枚数を記載すること。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

政談演説会開催届出書

年 月 日執行の選挙の政談演説会を次のとおり開催したいので届け出ます。

年 月 日

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

備考 政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（鳥取県選挙運動管理規程の一部改正）

第3条 鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第4章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>第7条 第5条又は第5条の2の規定による証紙の交付を受けようとする場合においては、<u>別記第4号様式又は第5号様式による申請書を</u>県の委員会に提出しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 <u>推薦団体の掲示するポスターの検印（第8条-第10条）</u></p> <p>第4章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>第6条 県の委員会は、<u>立候補届を提出した者に対し、当該立候補届を受理した後直ちに、別記第4号様式による証紙交付票を交付するものとする。</u></p> <p>第7条 第5条又は第5条の2の規定による証紙の交付を受けようとする場合においては、<u>前条の証紙交付票を</u>県の委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付年月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が、ビラの証紙にあっては法第142条第1項第1号若しくは第2号から第4号まで又は第2項に規定する枚数に達したとき、ポスターの証紙にあっては法第144条第1項第1号に規定する枚数に達したときは、証紙交付票は、返さないものとする。</u></p>

第3章 削除

第3章 推薦団体の掲示するポスターの検印

第8条 県の委員会が管理する選挙に関しては、法第201条の4第6項第1号のポスターは、県の委員会の行なう検印を受けなければ掲示することができない。

2 前項の検印については、別記第4号様式の2によって作成した印のいずれか一を用いるものとする。ただし、特別の必要がある場合においては、これらの印を併用し、又は色分けをして用いるものとする。

第9条 法第201条の4第2項の規定により県の委員会から確認書の交付を受けた政党その他の政治団体（以下「推薦団体」という。）は、県の委員会から別記第5号様式の検印票の交付を受けなければならない。

2 前項の検印票は、確認書を交付する際あわせて交付する。

第10条 検印票の交付を受けた推薦団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入し、当該責任者の印をおして、これを県の委員会に提出しなければならない。

2 県の委員会は、検印票1枚につき500枚以内のポスターに検印するものとする。

3 検印を受ける者は、検印を受けたポスターが500枚に達するごとに当該検印票を県の委員会に返さなければならない。

4 検印したポスターが500枚に達しないときは、県の委員会は、検印票の裏面に検印したポスターの枚数を記入し、その印をおして提出者に返すものとする。

第8条から第10条まで 削除

第19号様式（第54条関係）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者 氏 名

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

記

第19号様式（第54条関係）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者 氏 名 ㊟

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

記

<p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>1 3の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。</p> <p>2 <u>候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</u></p>	<p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>3の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。</p>
--	--

第4条 鳥取県選挙運動管理規程の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のとおり改める。

第4号様式（第7条関係）

選挙用ビラ証紙交付申請書

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

政党その他の政治団体の名称

代表者氏名

選挙用ビラ証紙の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

選挙用ビラ証紙 枚

備考 ビラの見本を添付すること。

第4号様式の2を削る。

第5号様式を次のとおり改める。

第5号様式（第7条関係）

選挙用ポスター証紙交付申請書

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鳥取県第 区）

政党その他の政治団体の名称

代表者氏名

選挙用ポスター証紙の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

選挙用ポスター証紙 枚

備考 ポスターの見本を添付すること。

第12号様式の（その一）中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

11 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第12号様式の（その二）中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

三 政党等の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正)

第5条 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第1条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">No ()</p> <p style="text-align: center;">政治活動用事務所 まで 年 月末 有効 鳥取県選挙管理委員会</p> </div>	<p>様式第1号（第1条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">No ()</p> <p style="text-align: center;">政治活動用事務所 まで 年 月 有効 鳥取県選挙管理委員会</p> </div>
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">証票交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">候補者等の氏名</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">(電話)</p> <p style="text-align: right;">職 業</p> <p>政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <p><u>備考 候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</u></p> </div>	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">証票交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">候補者等の氏名 <u>㊤</u></p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">(電話)</p> <p style="text-align: right;">職 業</p> <p>政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> </div>
<p>様式第3号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">証票交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">後援団体の名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">主たる事務所の所在地</p> </div>	<p>様式第3号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">証票交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">後援団体の名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>㊤</u></p> <p style="text-align: right;">主たる事務所の所在地</p> </div>

<p style="text-align: center;">(電話)</p> <p>政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 略</p> <p>上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。</p> <p>なお、私に係る後援団体の<u>全て</u>を通じて既に交付された証票の総数は 枚です。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 候補者等の氏名</p> <p><u>備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(電話)</p> <p>政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 略</p> <p>上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。</p> <p>なお、私に係る後援団体の<u>すべて</u>を通じて既に交付された証票の総数は 枚です。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 候補者等の氏名 ㊟</p>
--	--

(鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則(平成6年鳥取県選挙管理委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用自動車使用契約届出書</p> <p>次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 年 月 日執行 選挙(選挙区) 候補者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 略</p> <p>注 1～3 略</p> <p><u>4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署</u></p>	<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用自動車使用契約届出書</p> <p>次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 年 月 日執行 選挙(選挙区) 候補者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 略</p> <p>注 1～3 略</p>

名その他の措置がある場合はこの限りではありませ
りません。

様式第2号（第2条関係）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出
ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（選挙区）

候補者 氏 名

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

記

略

注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付して
ください。

2 候補者本人が提出する場合にあっては本人
確認書類の提示又は提出を、その代理人が提
出する場合にあっては委任状の提示又は提出
及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提
出を行ってください。ただし、候補者本人の
署名その他の措置がある場合はこの限りでは
ありません。

様式第3号（第2条関係）

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成の契約を締結したので届
け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（選挙区）

候補者 氏 名

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

記

略

注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付して
ください。

2 候補者本人が提出する場合にあっては本人
確認書類の提示又は提出を、その代理人が提
出する場合にあっては委任状の提示又は提出
及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提
出を行ってください。ただし、候補者本人の署
名その他の措置がある場合はこの限りではあ
りません。

様式第4号（第3条関係）

自動車燃料代確認申請書

様式第2号（第2条関係）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出
ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（選挙区）

候補者 氏 名 ㊟

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

記

略

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してくだ
さい。

様式第3号（第2条関係）

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成の契約を締結したので届
け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（選挙区）

候補者 氏 名 ㊟

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

記

略

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してくだ
さい。

様式第4号（第3条関係）

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名

記

1～4 略

注 1～4 略

5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第5号 (第3条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

記

1～3 略

注 1～3 略

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第6号 (第3条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第12条の規定による

次の自動車燃料代につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

記

1～4 略

注 1～4 略

様式第5号 (第3条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

記

1～3 略

注 1～3 略

様式第6号 (第3条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第12条の規定による

確認を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名

記

1～3 略

注 1～3 略

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人

確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第10号 (第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名

記

略

注 略

その2

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名

記

略

注 略

その3

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名

記

確認を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

記

1～3 略

注 1～3 略

様式第10号 (第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

記

略

注 略

その2

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

記

略

注 略

その3

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

記

略
注 略
様式第11号 (第5条関係) ビラ作成証明書 次のとおりビラを作成したものであることを証明します。 年 月 日 年 月 日執行 選挙 (選挙区) 候補者 氏 名 記
略
注 略
様式第12号 (第5条関係) ポスター作成証明書 次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。 年 月 日 年 月 日執行 選挙 (選挙区) 候補者 氏 名 記
略
注 略
様式第13号 (第6条関係) その1 請求書 (選挙運動用自動車の使用) 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。 年 月 日 鳥取県知事 氏名 様 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名 記
1～4 略
注 1～3 略
4 <u>契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等 (法人にあっては、その</u>

略
注 略
様式第11号 (第5条関係) ビラ作成証明書 次のとおりビラを作成したものであることを証明します。 年 月 日 年 月 日執行 選挙 (選挙区) 候補者 氏 名 ㊟ 記
略
注 略
様式第12号 (第5条関係) ポスター作成証明書 次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。 年 月 日 年 月 日執行 選挙 (選挙区) 候補者 氏 名 ㊟ 記
略
注 略
様式第13号 (第6条関係) その1 請求書 (選挙運動用自動車の使用) 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。 年 月 日 鳥取県知事 氏名 様 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名 ㊟ 記
1～4 略
注 1～3 略

<p><u>代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(別紙1)・(別紙2) 略</p> <p>その2</p> <p style="text-align: center;">請求書 (ビラの作成)</p> <p>鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 略</p> <p>振込先 略</p> <p>注 1・2 略</p> <p><u>3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>(別紙1)・(別紙2) 略</p> <p>その2</p> <p style="text-align: center;">請求書 (ビラの作成)</p> <p>鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 略</p> <p>振込先 略</p> <p>注 1・2 略</p>
<p>(別紙) 略</p> <p>その3</p> <p style="text-align: center;">請求書 (ポスターの作成)</p> <p>鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 略</p> <p>振込先 略</p> <p>注 1・2 略</p> <p><u>3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。</u></p>	<p>(別紙) 略</p> <p>その3</p> <p style="text-align: center;">請求書 (ポスターの作成)</p> <p>鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 略</p> <p>振込先 略</p> <p>注 1・2 略</p>

<p><u>い。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(別紙) 略</p>	<p>(別紙) 略</p>
---	---------------

(鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正)

第7条 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成16年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">選挙公報掲載申請書</p> <p>鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">候補者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>1 3の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。</p> <p>2 <u>候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</u></p>	<p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">選挙公報掲載申請書</p> <p>鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">候補者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>3の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。